

障害者活躍推進計画

機関名	刈谷知立環境組合
任命権者	刈谷知立環境組合管理者
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
刈谷知立環境組合における障害者雇用に関する課題	刈谷知立環境組合においては、職員総数が10人程度の小規模な機関であるが、障害者である職員の活躍のため、職場環境の整備や職員の障害者雇用への理解を深め、障害者である職員を含む全ての職員が働きやすい職場づくりを進める必要がある。
目標	
障害者雇用の理解促進に関する目標	【研修等への参加回数】 障害者雇用に関する研修等への参加回数 1回以上
取組内容	
1 障害者の活躍を推進する体制整備	
	○障害者雇用推進者として業務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、愛知労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2 障害者雇用の理解促進	
	○毎年1回以上、障害者雇用の推進に関する理解を促進するための研修等に参加し、刈谷知立環境組合内での共有を図る。
3 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○現に勤務する障害者や今後採用する障害者の能力や希望も踏まえ、自己申告書等を活用した職務の選定及び創出を行う。

4 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1) 職場環境	<p>○新規に採用した障害者については、定期的な面談により必要な配慮を把握し、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に対応する。</p>
(2) 募集・採用	<p>○採用選考に当たり、障害者からの要望を踏まえ、障害特性に配慮した選考方法を工夫し、障害者の積極的な採用に努める。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からの受入れを実施する。
(3) 働き方	<p>○時差出勤・早出遅出制度などの柔軟な時間管理制度の利用を促進する。</p> <p>○時間単位の年次有給休暇や、療養休暇などの各種休暇の利用を促進する。</p>
5 その他	
	<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>